

広島市胃内視鏡検査精度管理評価部会設置要綱

(目的)

第1条 広島市がん検診精度管理連絡会議開催要綱（以下「開催要綱」という。）第5条に基づき、広島市の胃がん検診における胃内視鏡検査の精度管理の維持・向上、安全性の確保を図るため、広島市胃内視鏡検査精度管理評価部会（以下「部会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 部会において、次の各号に掲げる事項についての意見を聴取するとともに、連絡調整及び情報交換を行う。

- (1) 胃内視鏡検査の精度管理の維持・向上に関すること。
- (2) 胃内視鏡検査の安全性の確保に関すること。
- (3) 胃内視鏡検査の検査医及び読影医に関すること。
- (4) その他、胃内視鏡検査に関する必要な事項

(組織)

第3条 部会は、次に掲げる者で組織する。

- (1) 開催要綱第3条第1項各号に掲げる者の中から市長が選定する者
- (2) 胃内視鏡検査を専門とする学識経験者
- (3) その他市長が必要と認める者

2 部会の委員の任期は、次のとおりとする。

- (1) 前項第1号に該当する委員の任期は、広島市がん検診精度管理連絡会議の任期に準ずる。
- (2) 前項第2号及び第3号に掲げる委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 部会の委員は、再任されることができる。

(部会)

第4条 部会に部会長を置き、部会長は委員の互選により定める。

- 2 部会長は評価部会の会務を総理する。
- 3 部会長に事故がある時は、あらかじめ部会長の指名する委員が、その職務を代理する。
- 4 部会長は、緊急を要するため部会を招集する時間的余裕がないと認めるときは、部会を開かないで、部会の目的である事項について提案をし、委員に意思表示を求めることができる。
- 5 部会は、必要に応じて関係者に資料の提出を求め、又は関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴くことができる。
- 6 部会は、非公開とする。

(庶務)

第5条 部会の庶務は、健康福祉局保健部保健医療課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に必要な事項は、健康福祉局長が定める。

附 則

この要綱は、平成 29 年 6 月 1 日から施行する。